

平成 29 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 7）

堺 市

目 次

	頁
議案第 58 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3

平成29年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成29年3月8日

堺市長 竹山修身

議案第 58 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 第 1 項第 2 号中「265,000 円」を「270,000 円」に改め、同項第 3 号中「480,000 円」を「490,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減の基準を見直すこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成29年4月1日から施行するものであること。

平成 29 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 7）

平成 29 年 3 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-16-0063